⑸　1⑴①及び⑵①の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種を除く。）を検出した場合は欄を追加して記載すること。

⑹　「ベータ線を放出する放射性物質」については、年間放出量を集計した場合に限り報告すること。

2　保安規定に定められた期間についての平均濃度の３月間における最高値を記載すること。

3　「固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

⑴　原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。

⑵　200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。

⑶　ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

⑷　「施設外減量」は、埋設処分等のため施設より搬出した廃棄体の本数を記載すること。

⑸　「使用済燃料貯蔵槽及びサイトバンカ」の欄には、原子炉内で放射化された機器類で再使用しないものを対象とし、その数を記載すること。指定されたもの以外を保管している場合は、「その他」の欄に保管量等を同様に記載すること。

⑹　サイトバンカにおける使用済制御棒等の保管量等については、使用済燃料貯蔵槽における保管量等と合算して記載すること。サイトバンカを有しない事業者は、当該名称を削除すること。

⑺　「タンク等」の欄には、放射性物質等の減衰効果等を図るため長期間タンク内に貯蔵するものを記載すること。

⑻　「その他保管設備」の欄には、当該施設の具体的名称とともにそれぞれの保管量等を同様に記載すること。

⑼　廃止措置に伴って発生する固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると発電用原子炉設置者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

4　「放射線業務従事者の線量分布」について

⑴　「職員」とは、発電用原子炉設置者に直接雇用される放射線業務従事者とすること。

⑵　「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とすること。

⑶　同一人が２以上の請負業者にまたがって作業する場合は、１人として算出すること。

⑷　有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下３桁目を四捨五入して小数点以下２桁とし、「平均線量」については小数点以下２桁目を四捨五入して小数点以下１桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

⑸　3⑴の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとすること。